

件 名	理容所及び美容所の衛生水準の維持向上のための指導の徹底に関する陳情			
提 出 者 住 所 氏 名	墨田区本所 墨田区環境衛生協会 会長 E			
受 理 年 月 日	平成 2 5 年 6 月 3 日	受 理 番 号	第 6 号	
要 旨 墨田区が制定した理容師法施行条例及び美容師法施行条例に基づき、衛生上必要な措置が徹底されるとともに、無資格者が理容行為や美容行為を行わないよう、保健所による指導の徹底を図ってください。 (理 由) 墨田区内の理容・美容業界の営業者は、これまで公衆衛生の維持及び向上のために、施設の衛生管理の徹底と法令事項の遵守に努めてまいりました。 一方で、都内の理容・美容業界では、お客様の多様なニーズに対応するために多岐にわたるサービスが提供されておりますが、ともするとサービスだけが先行し、管理者の衛生管理がおろそかになるケースがあります。また、理容行為や美容行為はそれぞれ理容師、美容師が行うこととなっておりますが、無資格者による理容行為や美容行為が行われるケースも散見されます。 衛生基準に係る条例の制定権が、都道府県から保健所を設置する政令市及び特別区へ移譲され、墨田区が制定した理容師法施行条例及び美容師法施行条例が運用されるに当たっても、これまで同様、あるいはそれ以上の衛生管理の徹底と法令事項が遵守され、公衆衛生の向上に資することができるよう、保健所による衛生指導の徹底を要望いたします。 以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。 以 上				